

令和2年 第4回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和2年4月22日（水）午後1時30分

と ころ：三朝町役場 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

塩谷委員、石田委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 令和元年度末教職員転出・転入について
- (2) 三朝町年間スケジュールについて
- (3) 教職員の働き方改革に係る保護者啓発文書について
- (4) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

5 議 事

議案第18号 令和2年度小中学校主任及び主事の任命について

6 協議事項

- (1) 通級指導教室の指導希望について
- (2) 中部地区教科用図書採択協議会委員の選出について
- (3) 三朝町男女共同参画審議会の委員の推薦について
- (4) 三朝町教育行政評価委員について
- (5) 三朝町教育大綱の改定について

7 その他

8 閉 会

次回定例会：令和2年5月 日（ ） : ~

4 報告事項

【教育総務課】

月日	時間	区分	内容
【4月】			
4月4日 (土)	8:00-	教育長	平山郁夫展開幕式【倉吉博物館】
4月7日 (火)		学 校	小中学校始業式 縮小
4月7日 (火)	12:00-	教育長	倉吉西高入学式 自粛
4月8日 (水)		教育長	小中学校入学式 縮小
4月9日 (木)	9:30-	教育長	校長会【第3会議室】
4月9日 (木)	19:00-	会 議	三朝町スポーツ少年団総会【第4会議室】
4月10日 (金)	8:00-	学 校	学校給食開始
4月10日 (金)	10:00-	教育長	戦没者・公務殉職者合同追悼式【フアンナルみさき】
4月10日 (金)	17:30-	教育長	中部校長会 中止
4月11日 (土)	8:30-	教育長	郡少年野球大会 欠席
4月13日 (月)	11:00-	教育長	県市町村教育長意見交換会 延期【県庁21会議室】
4月13日 (月)	13:30-	教育長	県市町村教育行政連絡協議会 延期【県庁22会議室】
4月14日 (火)	19:00-	教育長	町体育協会理事会【第2会議室】
4月17日 (金)	13:30-	教育長	中部子ども支援センター評議委員会 延期
4月17日 (金)	15:00-	教育長	郡教育長会・中部教育長会 延期
4月17日 (金)	18:00-	教育長	中部教育行政歓送迎会 中止
4月17日 (金)	9:00-	教育長	校長会
4月20日 (月)	9:30-	三朝町	区長会【9:30 竹田 13:30 小鹿 15:30 三徳】
4月20日 (月)	18:00-	教育長	三徳小鹿地域協議会 中止【三徳センター】
4月21日 (火)	9:30-	三朝町	区長会【9:30 三朝 13:30 賀茂 15:30 高勢】
4月23日 (木)	9:30-	教育総務	望ましい小学校施設等検討委員会(第2回)【第4会議室】
4月25日 (土)	10:00-	教育長	すーはー温泉竣工式 延期
【5月】			
5月6日 (水)		教育長	全国町村教育長研究大会 中止
5月9日 (土)		教育長	県植樹祭 延期(10/31~)
5月12日 (火)	9:30-	教育長	校長会【委員会室】
5月14日 (木)		教育総務	
5月14日 (木)	15:00-	教育長	中部教育懇談会【倉吉市役所 北庁舎】
5月24日 (日)	8:30-	教育長	正善院竣工式

- ・ふれあい運動 4月7日～4月13日
- ・小学校運動会 5月16日⇒5月30日延期 (5月31、6月6日)
- ・宝製菓からお菓子をいただき小中学生に配布 (始業式・入学式に配布)
- ・クリスティ 4月9日帰国

令和2年度事業等予定表 (No.1)

【4月】

日	各課・局の主な事業など
1 水	年度始め式
2 木	
3 金	入園のつどい
4 土	
5 日	
6 月	春の交通安全運動～4/15
7 火	小中学校始業式
8 水	小中学校入学式
9 木	電源交付金会計実地検査(文部科学省)
10 金	職没者・公務殉職者合同追悼式、1歳半健診、小中学校給食開始
11 土	
12 日	
13 月	
14 火	狂犬病予防集合注射
15 水	狂犬病予防集合注射、1歳すくすく相談、地域ケア会議
16 木	
17 金	小学校参観日
18 土	交通安全協会三朝支部委員会、林道若狭工所線三朝区間完成式10:30 みささ青空体験塾 開塾式
19 日	天神川一斉清掃7:00、春の一斉清掃、三徳山御幸行列三朝温泉大回り～延期
20 月	春の区長会(竹田、小鹿、三徳)、電源交付金会計実地検査(経済産業省)～22日
21 火	春の区長会(三期、賀茂、高勢)、狂犬病予防集合注射
22 水	
23 木	
24 金	中学校参観日
25 土	温泉資源活用施設竣工記念式
26 日	
27 月	固定資産税・軽自動車税納税通知書発送
28 火	認知症の人と家族の会
29 水	昭和の日
30 木	区長文書配布

【5月】

日	各課・局の主な事業など
1 金	
2 土	
3 日	憲法記念日 花湯まつり(細からみ)～中止
4 月	みどりの日 花湯まつり(ダウラゴ)～中止
5 火	こどもの日
6 水	振替休日、消防団本部員研修
7 木	
8 金	
9 土	
10 日	
11 月	町民民税(特徴)納税通知書発送
12 火	中学2年生トライアーク(～5/15)
13 水	地域ケア会議、三朝大学 開校式・第1回講座
14 木	2歳のひのび相談、中学1年生大山登山(～5/15)
15 金	
16 土	小学校運動会
17 日	
18 月	
19 火	3歳児健診
20 水	
21 木	
22 金	特定計量器定期検査、中学校参観日
23 土	
24 日	正善院 落慶法要
25 月	
26 火	セット検診(高勢地区)、認知症の人と家族の会
27 水	セット検診(三徳地区)
28 木	セット検診(竹田地区)、小学校プール開き
29 金	区長文書配布
30 土	
31 日	鳥取県水防訓練

【6月】

日	各課・局の主な事業など
1 月	
2 火	狂犬病予防集合注射、セット検診(小鹿地区)
3 水	セット検診(三朝地区)
4 木	肺がん検診(小鹿～三徳地区)、鳥取県中学校総合体育大会 予選(～6/5)
5 金	セット検診(賀茂地区)
6 土	松くい虫空中防除(町内対象箇所)、未来ウオーク(～6/7)
7 日	消防団入団式、班長以上訓練会
8 月	
9 火	肺がん検診(竹田地区)
10 水	町民民税(普徴)・介護保険料納税通知書発送 小学5年生船上山宿泊学習(～6/12)
11 木	国保税納税通知書発送
12 金	肺がん検診(高勢～賀茂(中ノ谷～今泉)地区)、中学校参観日
13 土	
14 日	
15 月	国家公務員初任行政研修(～6/19)
16 火	
17 水	肺がん検診(三朝地区)・地域ケア会議
18 木	小学校参観日
19 金	
20 土	
21 日	東伯郡消防操法大会、中学校PTA愛校作業、少女のつどい(湯梨浜町)
22 月	
23 火	認知症の人と家族の会
24 水	セット検診(三朝地区)
25 木	
26 金	肺がん検診(賀茂(竹田の谷)地区・大瀬)
27 土	
28 日	
29 月	
30 火	区長文書配布、6か月児健診

令和2年度事業等予定表 (No.2)

【7月】

日	各課・局の主な事業など
1 水	
2 木	セツト検診(全町)
3 金	
4 土	
5 日	鳥取県消防操法大会
6 月	
7 火	
8 水	1歳すくすく相談
9 木	
10 金	後期高齢者医療保険料納付通知書発送、セツト検診(全町)
11 土	ガイナレーレ地域イベント
12 日	郡民スポーツ・レクリエーション祭 閉会式(琴浦町)
13 月	夏の交通安全県民運動～7/22
14 火	
15 水	地域ケア会議、5歳児健診
16 木	ウエルカムBabyクラス
17 金	
18 土	
19 日	
20 月	
21 火	
22 水	小中学校終業式
23 木	海の日
24 金	スポーツの日
25 土	
26 日	キヨリー祭 イベント
27 月	
28 火	認知症の人と家族の会、1歳半健診
29 水	小学校中部水泳大会
30 木	
31 金	区長文書配布

【8月】

日	各課・局の主な事業など
1 土	む・お・らり・い・り・ち・や・お・ひ・つ・た・ん・が・ん(北～8/2)
2 日	
3 月	
4 火	キヨリー祭 式典
5 水	三朝町城陽市文化スポーツ交流事業(城陽市～8/7)
6 木	第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究会(米子市)
7 金	
8 土	
9 日	
10 月	山の日
11 火	
12 水	地域ケア会議
13 木	
14 金	
15 土	
16 日	
17 月	
18 火	
19 水	
20 木	
21 金	
22 土	ガイナレーレホームタウンデー
23 日	三朝町消防操法大会、中学校PTA愛校作業
24 月	
25 火	認知症の人と家族の会、3歳児健診
26 水	
27 木	小中学校始業式
28 金	
29 土	
30 日	小学校PTA愛校作業
31 月	区長文書配布

【9月】

日	各課・局の主な事業など
1 火	中学3年生修学旅行(～9/3)
2 水	
3 木	
4 金	
5 土	
6 日	
7 月	
8 火	肺がん検診(全町)、小学6年生修学旅行(～9/9)
9 水	
10 木	2歳のびびび教室
11 金	
12 土	中学校運動会
13 日	
14 月	
15 火	6か月児健診
16 水	地域ケア会議
17 木	
18 金	
19 土	
20 日	中部町村会職員採用試験
21 月	敬老の日、秋の全国交通安全運動～9/30
22 火	秋分の日
23 水	
24 木	小学校中部陸上大会
25 金	
26 土	交通安全協会三朝支部グラウンドゴルフ大会
27 日	
28 月	
29 火	認知症の人と家族の会、小学校参観日
30 水	区長文書配布

令和2年度事業等予定表 (No.3)

【10月】

日	各課・局の主な事業など
1 木	
2 金	中学校中部新人大会 (～10/3)
3 土	
4 日	中部消防協定に基づく実動訓練
5 月	
6 火	
7 水	1歳すくすく相談
8 木	
9 金	
10 土	NHK民謡を紡いで、小学校音楽会(要調整) 日本遺産サミット・日本遺産連盟総会(今治市)
11 日	秋の一斉清掃(予定)、レディースがん検診
12 月	
13 火	中学校中部駅伝競走大会
14 水	地域ケア会議
15 木	鳥取県小学校運動記録会(陸上)
16 金	中学校参観日
17 土	
18 日	多賀ふるさと楽市
19 月	
20 火	
21 水	
22 木	
23 金	
24 土	
25 日	三徳山荘の祭典
26 月	
27 火	認知症の人と家族の会、1歳半健診
28 水	
29 木	
30 金	区長文書配布
31 土	中学校文化祭・全国人権・同和教育研究大会(新潟県)～11月1日(日) 鳥取県樹木祭(ごうきん希望の森活動 同時開催)

【11月】

日	各課・局の主な事業など
1 日	
2 月	
3 火	文化の日、三朝町駅伝競走大会(町内)、JOYO産業まつり
4 水	
5 木	
6 金	
7 土	
8 日	
9 月	
10 火	
11 水	鳥取県中学校駅伝競走大会
12 木	第61回全国スノーシュー推進委員研究協議会(栃木県～11/13)
13 金	
14 土	
15 日	休日セット検診、大洗あんこう祭
16 月	町民作品展(～11/23)
17 火	3歳児健診
18 水	地域ケア会議
19 木	
20 金	
21 土	
22 日	三朝町芸能文化祭
23 月	勤労感謝の日
24 火	認知症の人と家族の会
25 水	ウエルカムBabyクラス
26 木	
27 金	
28 土	
29 日	
30 月	区長文書配布

【12月】

日	各課・局の主な事業など
1 火	
2 水	
3 木	
4 金	
5 土	
6 日	三朝町消防の日
7 月	
8 火	
9 水	
10 木	
11 金	
12 土	
13 日	三朝町剣道大会(町民武道館)
14 月	年末の交通安全県民運動～12/23
15 火	5歳児健診
16 水	地域ケア会議、三朝大学 第8回講座・開校式
17 木	
18 金	
19 土	
20 日	
21 月	
22 火	認知症の人と家族の会、6か月児健診
23 水	小中学校終業式
24 木	
25 金	区長文書配布
26 土	
27 日	
28 月	御用納め
29 火	
30 水	
31 木	

令和2年度事業等予定表 (No. 4)

【1月】

日	各課・局の主な事業など
1 金	元日
2 土	
3 日	
4 月	仕事始め式
5 火	
6 水	中学校始業式
7 木	小学校始業式
8 金	
9 土	
10 日	三朝町成人式
11 月	成人の日
12 火	
13 水	1歳すくすく相談、地域ケア会議
14 木	
15 金	
16 土	東伯郡スポーツ推進委員研究大会（三朝町～1/17）
17 日	
18 月	
19 火	
20 水	中学校入学説明会
21 木	
22 金	
23 土	
24 日	
25 月	
26 火	認知症の人と家族の会、1歳半健診
27 水	
28 木	2歳のひのひ教室
29 金	区長文書配布、中学校参観日
30 土	
31 日	

【2月】

日	各課・局の主な事業など
1 月	
2 火	
3 水	
4 木	
5 金	
6 土	
7 日	三朝町スキー・スノーボード教室（恩原高原スキー場）
8 月	
9 火	小学校参観日
10 水	
11 木	建国記念の日
12 金	
13 土	
14 日	
15 月	確定申告（～3月15日）、小学校新入児童入学
16 火	認知症の人と家族の会
17 水	地域ケア会議、3歳児健診
18 木	
19 金	
20 土	
21 日	
22 月	
23 火	天皇誕生日
24 水	
25 木	
26 金	区長文書配布
27 土	
28 日	

【3月】

日	各課・局の主な事業など
1 月	
2 火	
3 水	
4 木	
5 金	
6 土	
7 日	中学校PTA愛校作業
8 月	
9 火	5か月児健診、県立高等学校入学試（～3/10）
10 水	
11 木	
12 金	中学校卒業式
13 土	
14 日	
15 月	
16 火	
17 水	ウェルカムBabyクラス、地域ケア会議
18 木	
19 金	小中学校卒業式
20 土	春分の日
21 日	
22 月	
23 火	認知症の人と家族の会、5歳児健診
24 水	小学校修了式
25 木	
26 金	
27 土	
28 日	
29 月	
30 火	区長文書配布
31 水	

保護者の皆様へ

学校の働き方改革の実現に向けて

～学校の働き方改革についてご理解・ご協力をお願いします～

教員が時間外に業務を行う時間の上限は、

月45時間、年間360時間以下となります。

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情で勤務せざるを得ない場合、上限時間については下記のとおり月100時間未満、年720時間以下、2～6カ月の平均が80時間以下、月45時間超は年6月まで

令和2年1月告示 文部科学省指針



今、社会全体で働き方改革が進められています。学校の働き方改革も待ったなしの状況です。文部科学省は令和2年1月に業務を行う時間の上限について上記のとおり「指針」を定めました。三朝町教育委員会においても、この上限を参考に方針を定め、学校の教育活動を行っていきます。

このことは、今までにない激動の時代を迎え、生き抜く力を子どもたちに身に付けさせることがとても大切な教育活動となっています。改訂された新たな学習指導要領のもと、早急に学校は大きな転換しなければならないと考えております。

より質の高い教育活動を行っていくためにも、教職員の働き方を大きく変えていかなければなりません。保護者をはじめ、地域の皆様の理解と協力がなければ進展しません。

激変する時代を生き抜く力を、子どもたちに身に付けさせるためには、授業やその準備をはじめとしたあらゆる教育活動に教職員が一丸となって、全力投球できる環境をきちんと整備することがとても大切なことと考えます。

三朝町教育委員会では国の指針を踏まえた方針を策定したところであり、鳥取県教育委員会と三朝町教育委員会はさらに連携を深め、今後、学校における働き方改革の取組を一層推進することといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

働き方改革の取組について裏面に記載しています。



1 部活動の適正な実施

学校教育における部活動は、学校教育活動の一環として教育的意義を有するものですが、適切な休養を伴わない活動は、逆に生徒や教職員にとって心身の健康を損ねる結果を招くこととなります。そこで三朝町教育委員会は、生徒の心身ともに健全な育成を図るため、「上限方針を遵守しつつ、可能な限り部活動指導に従事する」という考え方のもとに関係団体等の理解や協力を得ながら、以下のとおり取組を行います。

- 「三朝町運動部活動の在り方に関する方針」に記載されている適切な活動時間の設定

活動時間・・・平日2時間程度、休日3時間程度

部活動休養日・・・週当たり2日（平日1日、土日1日）

- 「部活動指導員」、「部活動外部指導者」等の外部人材の活用を推進します。
- 合同部活動や、可能な限り短時間での効果的・効率的な指導の推進を図ります。

2 時間外業務の削減・教職員の意識改革

- 勤務時間外の学校の電話対応は、緊急時を除き留守番電話等の対応を行うことや、夏季休業中の盆の期間等に緊急時を除き外部対応を行わない日（対外業務停止日）を導入することなど、時間外業務の削減に向けた環境づくりを推進します。

◇朝 7時45分から（日直）
◇夕方 小学校 17時45分まで
中学校 18時00分まで

教職員の通常の勤務時間
8時15分～16時45分（7時間45分）

※上記の時間帯で教職員が勤務している場合のみ電話対応します。

※夏季休業中や冬季休業中、年度末始休業日は、通常の勤務時間までの電話対応とします。

※上記の勤務時間以外で重大かつ緊急事態の場合は、三朝町役場へ連絡してください。

- 定期的に（月に1回、毎週水曜日等）一斉退校日を設定するなど、勤務時間以降の早期退勤を積極的に推奨します。
- 保護者の方が参加される支援会議等、可能な限り教職員の勤務時間内に設定していただきますようお願いいたします。（PTAの会議は除きます。）

3 外部人材の活用

- 部活動の単独指導や単独引率が可能な部活動指導員のほか、教職員の事務的業務をサポートする職員を中学校に配置し、教職員の負担軽減に努めます。

4 学校閉庁日の設定

- 次の期間は日直勤務の教職員を配置しませんので、対外的な業務は行いません。
令和2年8月11日（火）～14日（金）を学校閉庁日とします。

一人ひとりの児童生徒に向き合える環境を整えるため、
保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。



令和2年4月

三朝町教育委員会
鳥取県教育委員会

【社会教育課】 令和2年4月～5月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
4月 8日	水	19:00	町スポーツ推進委員会定例会	町役場	
4月 9日	木	15:30 19:00	郡体育協会理事会 町スポーツ少年団総会	まなびの館とうはく 町役場	
4月13日	月	18:30	郡スポーツ推進委員会会長会・監査会等	まなびの館とうはく	
4月14日	火	19:00	町体育協会理事会	町役場	
4月15日	水	13:00	三朝大学臨時事業検討会	町役場	
		13:30	市町村人権教育・啓発行政担当者会【中止】	倉吉体文	
		16:00	三朝町人推協 事業所部会	町役場	
4月16日	木	13:30	県人権教育推進協議会理事会【中止】	倉吉体文	
4月17日	金	18:00	三朝町人推協 社会教育部会	町役場	
4月18日	土	9:00	青空体験塾(開塾式・運動会等)【中止】	牧地内	
		9:30	町スポーツ少年団結団式【中止】	スポーツセンター	
4月21日	火	13:30	県人権教育推進協議会評議員会【中止】	倉吉体文	
4月22日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
4月23日	木	10:00	郡公民館連合会理事会	北栄町中央公	
		13:30	文化団体連絡協議会 総会【延期】		
		19:00	町体育協会総会【中止】		
4月24日	金	16:00	三朝町人推協 保育・学校部会	三朝小	
4月25日	土	17:00	郡スポーツ推進委員連絡協議会総会【延期】	琴浦町	

5月13日	水	9:30	郡社会教育協議会総会【中止】	文化ホール	
5月14日	木	13:30	県公民館連合会総会【中止】	まなびの館とうはく	
5月23日	土	9:00	青空体験塾(田植え体験)	町内(小河内)	
5月24日	日	8:30	三徳山正善院 竣工式	三徳山	

- ▶中止事業
- 生涯学習教室「三朝大学」(全8講座)
 - 中部地区少年少女のつどいin湯梨浜町(東伯郡社会教育協議会事業)
 - 東伯郡民スポーツレクリエーション大会

西暦	月
2020	5

月間スケジュール 5月

	行 事	備 考
1日 (金)		
2日 (土)		
3日 (日)		
4日 (月)	祝日休館日 (みどりの日)	
5日 (火)	祝日休館日 (こどもの日)	
6日 (水)	祝日休館日 (振替休日)	
7日 (木)	移動図書館 消費者相談	賀茂保育園・三喜苑・支援センター 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田 みささ図書館 2階
8日 (金)		
9日 (土)		
10日 (日)		
11日 (月)	休館日	
12日 (火)		
13日 (水)	移動図書館	恋谷・三朝・レスポワール・西学童
14日 (木)	移動図書館	上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
15日 (金)		
16日 (土)		
17日 (日)		
18日 (月)	休館日	
19日 (火)	健診 3歳児 (配本)	
20日 (水)	移動図書館	加谷・J A 竹田・下西谷 三朝中・大柿・南学童
21日 (木)	移動図書館 消費者相談	こども園・温泉病院 みささ図書館2階
22日 (金)		
23日 (土)		
24日 (日)		
25日 (月)	休館日	
26日 (火)		
27日 (水)	移動図書館	西学童・田代
28日 (木)	休館整理日 / 神倉配本	
29日 (金)		
30日 (土)		

《特集》

- 春のこども読書キャンペーン (延期：年間展示の中で調整検討)
- あなたに贈りたい本 (延期：年間展示の中で調整検討)
- おはなし会 (保育所・バイオリン美術館等) (再開の時期検討中)

1 図書館内での対応について

(1) 利用制限の期間

4月14日(火)から5月6日(水)までの期間

(2) 利用制限の概要

- ① 館内での閲覧、検索は中止
- ② 貸出しについては、事前に予約された図書・資料のみに限定
- ③ 予約は、電話、ホームページ、メールで予約
※「よやく・リクエストカード」でも受付け(事前に記入をお願い)
- ④ 図書の受取りのために入館する際は、マスク着用と手指の消毒
- ⑤ 返却については、入館することなく、全てブックポストに返却
- ⑥ レファレンスについては、電話、ホームページで対応

2 図書館外での対応について

(1) 移動図書館車は、計画どおりに実施(施設等は相手方の意向による)

(2) おはなし会、展示、講座等は、当面の間中止

議案第 18 号

令和 2 年度小・中学校主任及び主事の任命について

次のとおり令和 2 年度小・中学校主任及び主事の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 22 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

【議案第 18 号 別紙】

令和 2 年度小・中学校主任及び主事の任命

主任等		学校名	三朝小学校	三朝中学校
		教 務 主 任		浅田 康行
学 年 主 任	第 1 学年	山本 尚美	牧田 健一	
	第 2 学年	谷口 以津美	小松 亜希恵	
	第 3 学年	川本 隆之	岩成 智彦	
	第 4 学年	丸岡 美穂		
	第 5 学年	山本 卓巳		
	第 6 学年	眞山 貴彰		
保 健 体 育 主 事		川本 隆之	敷馬 恭子	
人 権 教 育 主 任		川上 慎治	森田 敦裕	
生徒指導主事（主任）		丸岡 美穂	小松 亜希恵	
進 路 指 導 主 事			矢田 麻古人	
司 書 教 諭		山本 尚美	椋田 智和	
防 火 管 理 者		東原 守哉	岡本 勇人	
衛 生 推 進 者		東原 守哉	岡本 勇人	
特 別 支 援 教 育 主 任		川口 住子	前川 めぐみ	

協議事項（１）

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

- 第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。
- 2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。
 - 3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という）の意見を聴取する。
 - 4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。

協議事項（２）

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会委員の三朝町教育委員会が選出する採択協議会委員の選出について

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会から委員の選出依頼がありましたので、別紙の者を選出することについて協議する。

記

1 選出する委員 別紙のとおり

〈参考〉

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会規約

（委員）

第5条 前条に規定する委員は、中部地区内の各市町教育委員会から1人ずつ選出された者及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の鳥取県中部地区市町教育委員会教育長会に委嘱された者によるものとする。

- （1）各市町教育委員会の所管に属する小学校又は中学校（以下「関係市町公立小中学校」という。）の校長 2人
- （2）関係市町公立小中学校に就学している児童又は生徒の保護者 2人

【協議事項 別紙】

受 教 第 9 号
令和2年4月 日

中部地区教科用図書採択協議会 様

三朝町教育委員会教育長

中部地区教科用図書採択協議会委員の選出について（報告）

令和2年4月9日付第202000007384号により通知のあったこのことについて、
下記のとおり報告します。

記

1 選出者

西田 寛司 （ 三朝町教育委員会 教育長 ）

協議事項（3）

三朝町男女共同参画審議会の委員の推薦について

三朝町から三朝町男女共同参画審議会の委員の推薦依頼がありましたので、委員の推薦について協議する。

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 推薦する委員数 | 1名 |
| 2 推薦理由 | 任期満了（任期満了の委員：芦田準子） |
| 3 任 期 | 令和4年4月30日 |

《参考》

○三朝町男女共同参画推進条例

（審議会の設置）

第7条 前条第3項（前条第5項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の策定又は変更について、町長の諮問に応じて調査審議するため、三朝町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

（組織等）

第8条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。この場合において、町長は、男女の委員の数が概ね同数になるように努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
- (3) 第1号及び第2号に掲げる者のほか、町長が適当であると認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

協議事項（４）

三朝町教育行政評価制度について

三朝町教育行政評価制度について、別紙のとおり協議する。

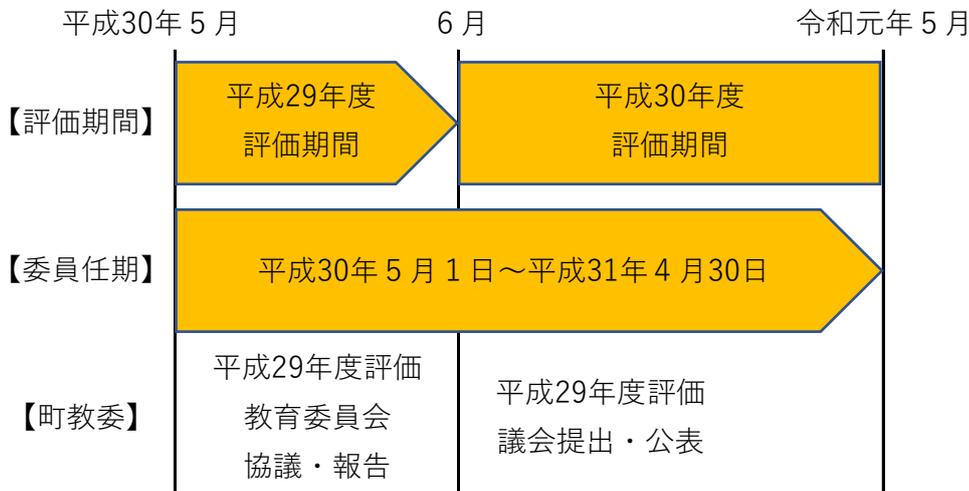
三朝町教育行政評価制度の流れについて（提案）

▽提案内容

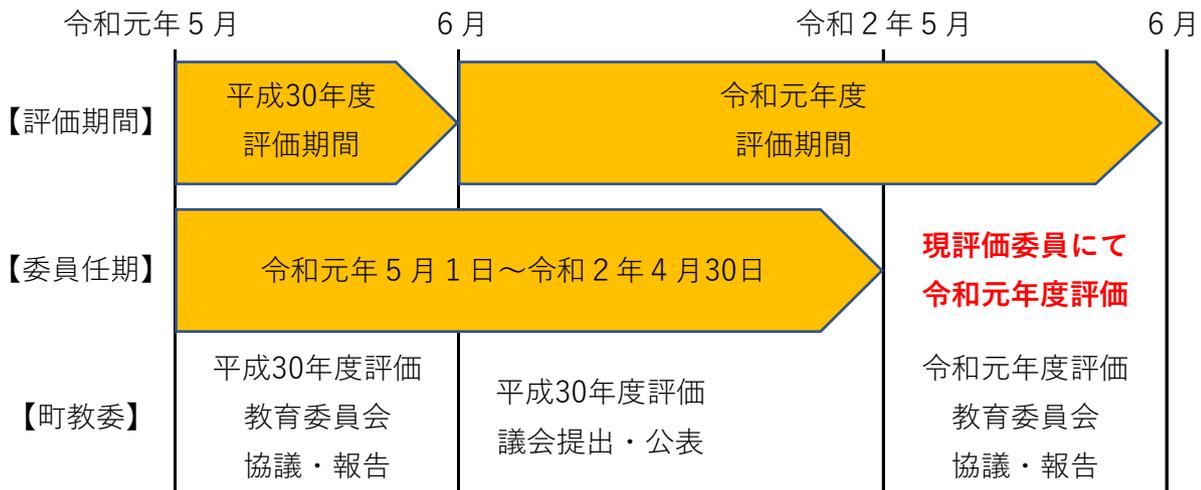
これまで三朝町教育行政評価委員の任期は5月1日～翌年4月30日であり、評価委員は評価対象期間の教育委員会活動を資料でしか確認できない状況であった。

今回、委員の任期を6月1日～翌年5月31日とすることで、評価対象年度の教育委員会活動を意識的に確認したうえで評価を実施することが可能となる。ただし、上記調整を行うため、令和元年度分の評価については平成30年度分の評価委員に継続して評価を依頼する。

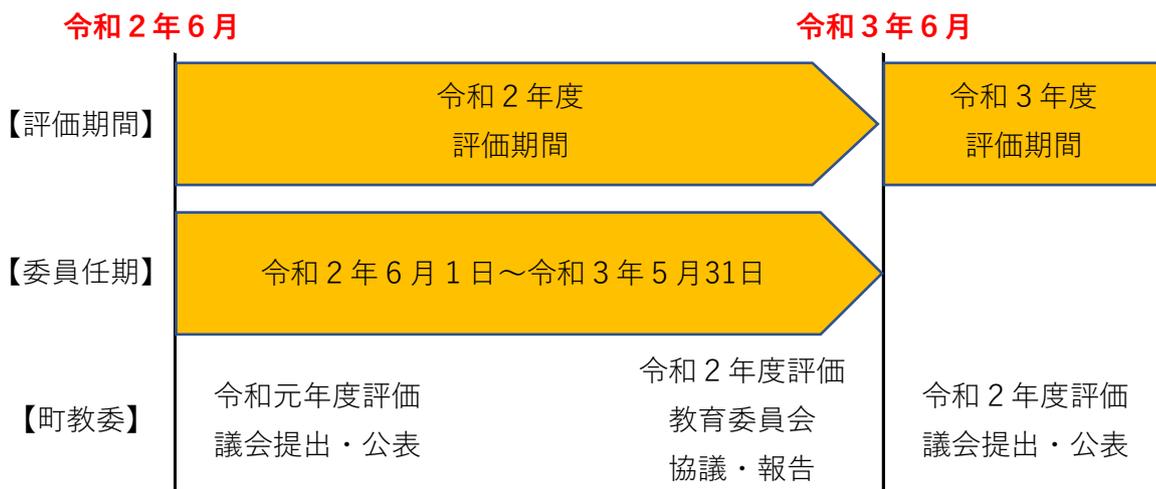
▽平成29年度評価 ※これまでの流れ



▽平成30年度・令和元年度評価 ※今回



▽令和2年度 ※今後の流れ



協議事項（５）

三朝町教育大綱について

三朝町教育大綱について、別紙のとおり協議する。

三朝町教育大綱（素案）

“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う
“みささ人（びと）”の育成



令和2年 月改訂

鳥取県三朝町

目 次

I	はじめに	1
II	趣 旨	2
	1 策定の趣旨	2
	2 他の計画との位置付け	2
III	期間と構成	3
	1 期 間	3
	2 構 成	3
IV	教育大綱の体系	4
	1. 基本理念	4
	2. 実現のための基本方針	4
	(1) 未来を拓く「生きる力」を育てる「みささ教育」の実現	4
	(2) ふるさとを学び・愛する「みささ人（びと）」の育成	5
	(3) 安心・安全な教育環境整備と地域と共に歩む学校づくり	5
	(4) 生涯スポーツ活動の普及と健康な心と体づくりの推進	6
	(5) 生涯学び、成長できる豊かな暮らしの実現	6
	(6) 文化、伝統、地域資源（文化財）の継承と芸術の振興	7
V	教育大綱の基本方針実現に向けた取り組み	7

本町では、平成 27 年 4 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）の一部改正を受け、町長と教育委員会のより一層の連携強化を図るため、「総合教育会議」を設置しました。

そして、同年 6 月に本会議において地域の教育課題や特性を踏まえ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について協議を行い、「三朝町教育大綱」として、その目標や根本となる方針を策定しました。

その後、国においては、平成 29 年 3 月に保育所保育指針、幼稚園教育要領および学習指導要領が改訂され、教育の基本方針や講ずべき施策を定めた「第 3 期教育振興基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定され、幼児期から小学校へのつながりを意識した、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成を目指した教育のあり方が示されました。

また、鳥取県においても平成 31 年 4 月に「鳥取県教育振興基本計画」が改訂され、“～自立して 心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり～”を基本理念に 5 つの目標と 22 の重点施策が位置付けられました。

本町においては、平成 31 年 3 月に策定された「第 11 次三朝町総合計画」のもと、平成 27 年に策定された「三朝町教育大綱」が 5 年間の計画期間を迎えるにあたり、総合教育会議においてあらためて協議を行い、これまで三朝町教育大綱に基づき取り組んできた施策を踏まえ、本町の教育行政に係る課題について再度検証し、改訂を行いました。

これからの時代はグローバル化の進展や人口知能（A I）などの絶え間ない技術革新により、社会構造は急速に変化し、将来の予測が困難な時代となり、子どもたちには様々な課題に対して適切に対応する「生きる力」が求められることとなります。

さらに、人を大切にし、生涯にわたって学び続け豊かな人生を送る町づくりを基軸に、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の「知・徳・体」の調和のとれた子ども、ふるさとを愛する子ども、自主自立する子どもを育てることを大きな目標とし、家庭・地域・こども園・保育所・学校・行政が連携した開かれた学校づくりに努めていかなければなりません。

人口減少が進む本町において、少子高齢化社会や就業形態の複雑化など町民の生活を取り巻く環境が大きく変化する中、教育の持続的な発展のために、子どもたちはもちろん、町民全ての人々が生涯にわたって、自ら学び、豊かな心を育むことが、「ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成」の実現につながると考え、さまざまな教育施策の推進へ積極的に取り組んでまいります。

令和 2 年 月

三朝町長 松浦 弘幸

II 趣 旨

1 策定の趣旨

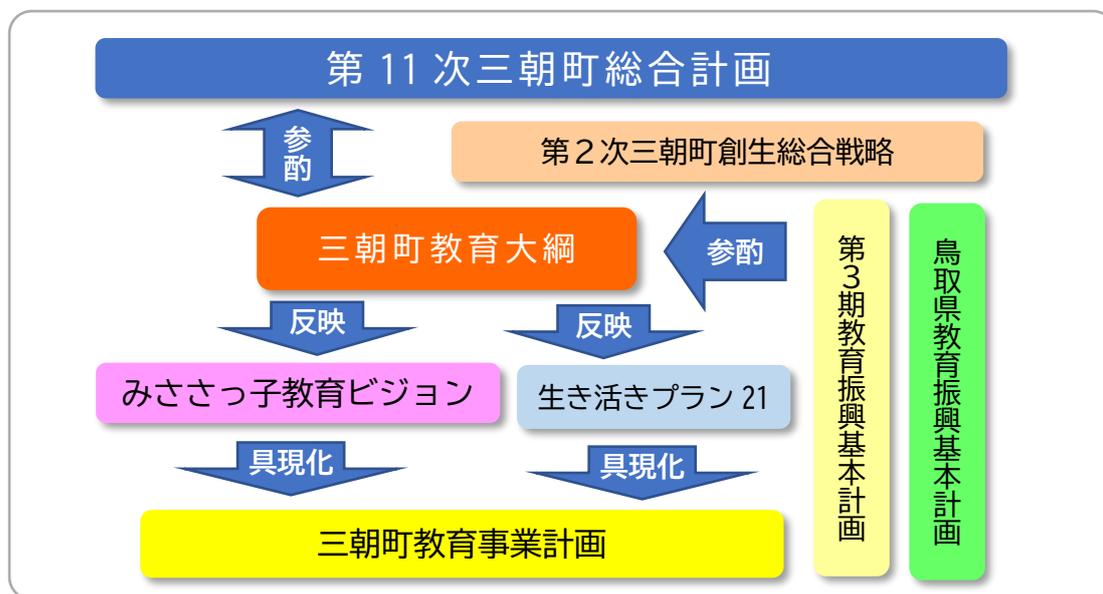
本町の教育大綱は、町の最上位計画である「三朝町総合計画」を軸に、「第1次三朝町教育ビジョン」および「生涯学習の町づくり推進計画～生き生きプラン21～」と国・県が策定する「教育振興基本計画」に基づき、平成27年6月に策定されました。

その後、本町の基幹計画である「第11次三朝町総合計画」が平成31年3月に策定され、時を同じくして、第2次三朝町教育ビジョンに位置付けられた「みささっ子教育ビジョン」が策定されました。

今回、平成27年度に策定した教育大綱の計画期間が終期を迎えるにあたり、この間の成果と検証を礎に、本町の「豊かな心を育む人づくり」を次のステージへと進めるための総合的な施策の指針として、三朝町教育大綱を改訂します。

2 他の計画との位置付け

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるもので、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を定めるものです。



第11次三朝町総合計画では、「笑顔と元気があふれ輝く町」を将来の三朝町の目指す姿とし、「感性と自立心を育む町」を次世代育成（学校教育）、自立と社会参加（生涯学習・スポーツ・文化芸術の振興）の施策の方向としています。教育大綱は、第11次三朝町総合計画の施策の方向に沿って、教育の目標や施策の根本的な方針として位置付けるものです。

また、教育大綱をもとに、「みささっ子」の育成に特化した基本的方向性・施策をまとめた「みささっ子教育ビジョン」および生涯学習の町づくり推進計画である「生き生きプラン21」が位置付けられ、その施策の具現化を図り、単年度事業目標を定めたものとして「三朝町教育事業計画」が展開されています。

Ⅲ 期間と構成

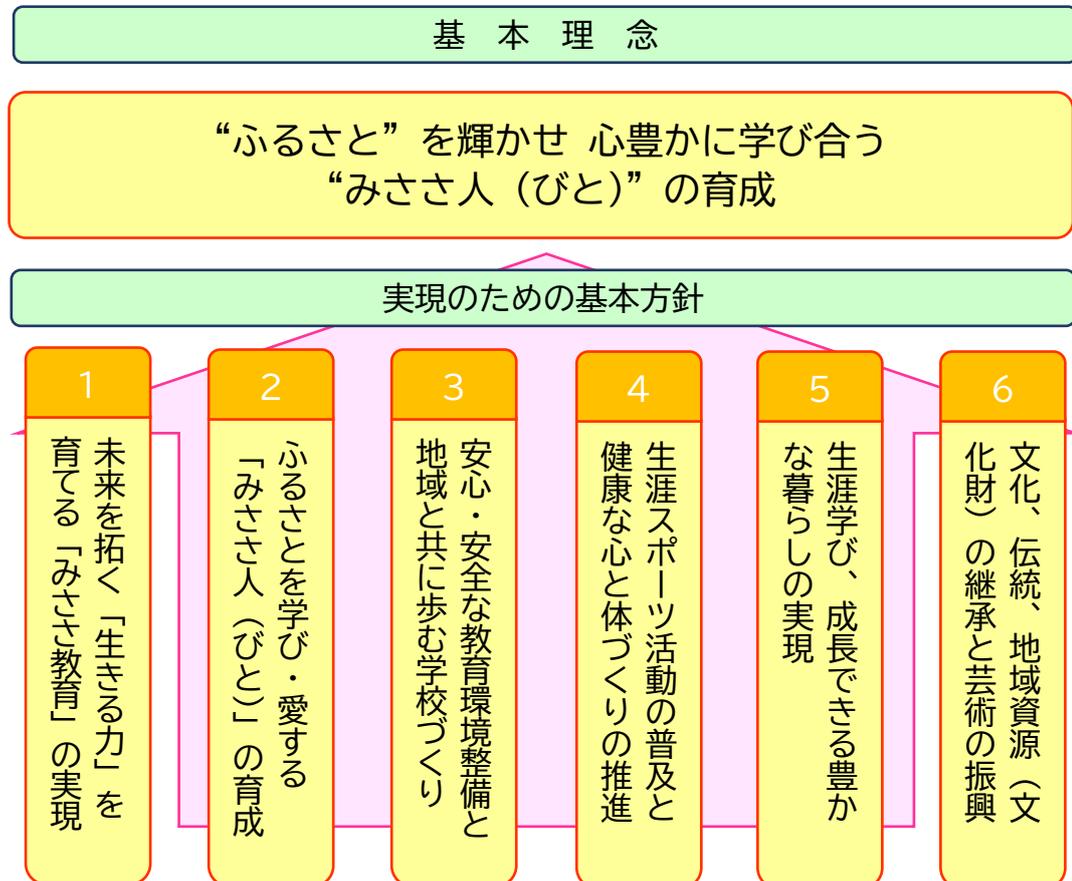
1 期間

平成 31 年 3 月に策定された「第 11 次三朝町総合計画」および「みささっ子教育ビジョン」との整合性を図り、令和 2 年度（2020 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 9 年間で期間とします。

なお、この期間内においても教育を取り巻く環境や社会情勢に大きな変化等が生じた場合など、計画期間にとらわれることなく、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとします。

2 構成

今回の改訂では、教育大綱策定の定義である「教育等に関する総合的な施策の根本となる方針」を示すものとして、「基本理念（将来像）」及び「実現のための基本方針」から構成しています。基本理念は、三朝町の教育の根本となる基本的な考え方とし、その基本理念を実現させるため、6 つの基本方針を柱に、教育、生涯学習、文化学術およびスポーツの振興に関する施策の総合的な推進を図ります。



IV 教育大綱の体系

1 基本理念

“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成

グローバル化は私たちの社会に多様性をもたらし、情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。この社会的変化の影響は身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、次代を担う子どもたちがこれからの未来社会において、ふるさとを輝かせる“みささ人（びと）”として健やかに成長していくためには、自らが考え、判断し、困難を乗り越える「生き抜く力」を身に付けていかなければなりません。

また、町民一人ひとりが生涯にわたり学び合い、互いに尊重しながら豊かな心を育んでいける、そうした「みささ教育」の実現を目指し、“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う“みささ人（びと）”の育成を基本理念に、一層の教育行政の推進に取り組みます。

2 実現のための基本方針

1 未来を拓く「生きる力」を育てる「みささ教育」の実現

世界ではグローバル化が加速し、激しく変化する現代社会では、子ども一人ひとりが困難に立ち向かう力を身に付けることが求められています。そうした近年の急速な情報化の進展を見据え、就学前からの英語によるコミュニケーション能力の素地を養いながら、能動的に英語を学ぶ姿勢づくりと英語力の向上を図り、国際理解および国際感覚を磨いていく活動や、ICTを活用した教育の充実を図る必要があります。

また、学校教育における確かな学力の定着を図るためには、学習の基盤となる資質や能力を育成するとともに、知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた資質・能力が様々な課題の対応に生かせることを実感できるような深い学びが重要であり、自らの未来を切り拓ける「生きる力」を育成していかなければなりません。

さらに、就学前から子どもたちの成長発達を支えながら、接続期の段差解消を図るとともに、一人ひとりの習熟度に応じたきめ細かな教育を推進するため、9年間の学びの連続性を確保していくことも重要です。

その一方で、人工知能（AI）がいかに進歩しようとも、基準づくりやルールの設定など、感性を豊かに働かせながら未来を創造していくことは人間が失うことのない役割であると考

えます。これは子どもたちの感性豊かに創造力あふれる心を育成するとともに、道徳的な意識や価値観を養うことも求められています。

そして、本町の豊かな自然や文化的遺産などの地域資源を活用した自然体験や他自治体との交流体験など多様な体験活動をとおして、豊かな感性と創造力あふれる心を育みながら、学校・家庭・地域・行政がともに手を取り合うことで「みささの良さ」を生かした教育、いわゆる総合計画の基本方針として示されている「みささ教育」の実現に向けた取り組みを推進します。

2 ふるさとを学び・愛する「みささ人（びと）」の育成

昭和28年11月に5つの村（三徳・小鹿・三朝・旭（賀茂・高勢）・竹田）が合併して誕生した本町は、日本遺産に登録された三朝温泉と三徳山をはじめ、小鹿溪や馬場の滝、若杉山など豊かな自然環境や歴史ある地域資源を有しています。

こうした町の歴史や自然環境、文化資源を後世に伝えていくことは大切であり、幼児期から自然や文化的資源に関わる中で得た感動を他者と共有することで豊かな感性を育みます。

また、義務教育課程から地域住民をはじめとする多様な人々とふれあう地域を知る学習やボランティア活動等の体験活動の充実を図り、自他の尊重などについて学び、主体的に支え合い助け合う行動を身に付け、自己肯定感や自己有用感を高めていくことも豊かな社会性や人間性を育むことにつながると考えます。

このような活動を通じて、青少年のまちづくりへの参画意識を促し、世代間交流を充実させ、ふるさとに誇りをもち、ふるさとを守り、ふるさとを愛する心を培うことで、心豊かで健やかに成長する“みささっ子”のふるさとへ貢献する心と地域コミュニティの一員としての意識を醸成し、ふるさとに誇りと愛着をもつ“みささ人（びと）”への成長を支えます。

3 安心・安全な教育環境整備と地域と共に歩む学校づくり

学校は、人づくりと地域づくりの好循環を創造する核となるべきところです。また、子どもたちや地域住民の学びや集いの施設であり、互いに成長し合える施設でもあります。

この施設をより安全で快適な教育環境として整備・充実させていくことは、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」という教育的効果を生み出し、学校教育の質の向上を支えるものであるといえます。

また、社会情勢等の変化や今日的な教育課題に的確に対応できるよう教職員の指導力等の向上を図る校内研究の実施など、資質能力をより一層高める取り組みを行うとともに、児童生徒への教育の質を高めることができるよう、学校における働き方改革などを通じて「教育への誇り」や「情熱」、「やりがい」を持ち、心身ともに健康で子どもたちと向き合うための体制づくりを推進するため、働きやすい環境を確保する必要があります。

さらに、AI等の技術革新の進展により、近い将来に到来が予想されている新たな未来社会

(Society 5.0) を見据えて、ICT環境の整備を進めていかなければなりません。

そして、地域の教育力の効果的な活用を図るため、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、学校と家庭、地域、行政が連携を強化し、「教育コミュニティづくり」への取り組みを導入することで、子どもたちに豊かな学びを提供し、地域と共に歩む特色ある学校づくりを推進するとともに、放課後における子どもたちの快適な育成活動の環境づくりの整備も進めていく必要があります。

4 生涯スポーツ活動の普及と健康な心と体づくりの推進

生涯スポーツの本来の目的は、一人ひとりの体力や年齢、目的に応じてさまざまなスポーツを親しみ、心と体の健康づくりを図るほか、仲間づくりやコミュニティの活性化という役割も果たしています。健康で活力に満ちた地域社会づくりを目指して、積極的な情報発信やトップレベルのスポーツに触れる機会を提供するなど、町の体育協会やスポーツ推進委員との協働により、スポーツ少年団はもとより、学校スポーツ（部活動等）における地域指導者との連携強化や町民のスポーツ活動に取り組む意欲を高めます。

また、少子高齢化が進む本町において、限られた指導人材の有効活用など、今後のスポーツ・レクリエーションの活動について関係団体が議論し、共有できる推進体制やネットワークの構築などの環境整備を図る取り組みを進めていかなければなりません。

さらに、今後のスポーツ施設等の有効活用についての協議・検討を進めるとともに、長寿命化や改修・修繕等にも計画的に取り組み、町民が利用しやすいスポーツ環境の提供や本町のスポーツ活動を支えている団体への支援体制の充実を図ります。

5 生涯学び、成長できる豊かな暮らしの実現

人は本来、生涯にわたって「学び続ける」存在であり、主体的に、「やりがいのある学び」と「生きがいの創出」を生涯にわたり実践していくことで心豊かな暮らしの充実を図ることができると考えます。このことから、町民一人ひとりが生涯にわたって学び、習得できる機会の創出と充実を図るため、高齢者学級等の継続的發展と町総合文化ホールや図書館が持つ機能や役割を最大限に生かせるネットワークや仕組みを構築し、効果的な施策の展開や町民への情報発信等を推進します。

また、地域コミュニティの維持・活性化へ貢献できるよう、地域の諸問題を学習課題として捉え、学びの成果を地域に生かすことができる仕組みづくりや地域活性化に資する人づくりと地域の学習活動を支援していくことも重要です。

さらに、時代に即した人権学習や啓発活動を行うとともに、学校教育との連携を図りながら、地域や企業などさまざまな立場の人材が連携して子どもたちと共に成長していく「共育」に取り組める体制づくりを推進します。

6 文化、伝統、地域資源（文化財）の継承と芸術の振興

本町の数多くの伝統芸能や歴史的な地域資源（文化財）はかけがえのない財産であり、その価値の解明と適正な保存・管理を行うことは、我々“みささ人（びと）”の重要な使命であると考えます。併せて、次代を担う子どもたちへの体験学習をとおして、それぞれの普遍的な価値の理解促進に取り組んでいかなければなりません。

また、文化芸術は、感性を豊かにし、日常生活に潤いと安らぎをもたらすとともに、人々に感動や生きる力を与えるものです。また、文化芸術活動は地域への愛着と誇りを育み、地域活力を生み出す力でもあります。

心の豊かさを育むためには、町総合文化ホールにおける自主企画イベントの充実や三朝バイオリン美術館を拠点とした高いレベルの文化芸術を身近に感じられる取り組みを継続する必要があります。

さらに、各地域で受け継がれてきた郷土芸能や貴重な文化を次代へ継承していくため、後継者育成の支援に取り組めます。

V

教育大綱の基本方針の実現に向けた取り組み

この大綱の基本方針の実現に向けて、教育ビジョンや生き生きプラン 21 で具現化された取り組みを、毎年度当初に具体的事業として目標値を設定し、「三朝町教育基本計画書」として取りまとめて着実に実行します。

また、年度終了後には取り組みの効果や課題等を「三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書」にまとめ、その結果を議会および町民に公表するとともに、次年度以降の事業展開に反映させていきます。

三朝町教育大綱（令和2年改訂版）

発 行 三朝町教育委員会

編 集 三朝町教育委員会事務局 教育総務課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL 0858-43-3510 FAX 0858-43-0647

URL <http://www.town.misasa.tottori.jp/>

発行日 令和2年 月
